報道発表資料
平成24年11月26日
茨　　城　　県
水戸地方気象台

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」等に伴う茨城県土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止することについて

平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」等により、震度５強以上を観測した市町村では、地盤が脆弱化し、雨による土砂災害の危険性が通常より高いとの判断から、茨城県と水戸地方気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準を通常より引き下げて運用してきました。

その後平成24年5月29日に暫定基準を見直し、水戸市、日立市、神栖市、茨城町では、通常基準の７割、その他の市町村は通常基準で運用しています。

この暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況、土砂災害危険箇所の点検結果等により、適切な見直しを行うこととしており、今般、これら状況や点検結果をもとに検討した結果、土砂災害警戒情報の暫定基準を下記のとおり廃止します。

記

１．暫定基準の廃止日時
　　平成 24年 11月 27日 13時

２．暫定基準を廃止する市町
　　水戸市、日立市、神栖市、茨城町

これにより、茨城県内すべての市町村について通常基準での運用となります。

《本件に関する問い合わせ先》
茨城県土木部河川課ダム砂防室　電話：029-301-4480
水戸地方気象台 防災業務課　　電話：029-224-1106